

借上宿舎規程細則

借上宿舎規程（平成 18 年規程第 25 号）第 7 条に定める割合及び控除額は、次の各号に掲げる借上宿舎の種類に応じ、当該各号に定める割合及び金額とする。

- 一 単 A 型 当該借上宿舎の家賃月額の 100 分の 20 8 万円
- 二 単 B 型 同 100 分の 23 8 万円
- 三 A 型 同 100 分の 26 8 万円
- 四 B 型 同 100 分の 30 8 万円
- 五 C 型 同 100 分の 40 8 万円

附 則

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成 22 年細則第 8 号）

この細則は、平成 22 年 6 月 25 日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成 27 年細則第 10 号）

（施行期日等）

- 1 この細則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。なお、同日より前に貸与を承認した A 型の種類の借上宿舎については、日本司法支援センター平成 27 年規程第 7 号による改正後の借上宿舎規程第 4 条に規定する専有面積に応じ、単 A 型、単 B 型又は A 型の借上宿舎とみなした上で、この細則に定める割合及び控除額を適用する。

（経過措置）

- 2 この細則の施行の日から平成 30 年 3 月 31 日までの間においては、以下に定める割合及び金額によって算定した額を適用する。

- 単 A 型 当該借上宿舎の家賃月額の 100 分の 19 8 万円
- 単 B 型 同 100 分の 21 8 万円
- A 型 同 100 分の 22 8 万円
- B 型 同 100 分の 25 8 万円
- C 型 同 100 分の 31 8 万円